

平成 30 年度 第 6 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 30 年 12 月 6 日 (木) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 50 分					
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 人事課会議室					
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上 18 名					
欠席委員	山崎茂盛 以上 1 名					
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 竹内係長 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上 6 名					
議題	議案第 1 号 非農地証明書交付事務処理要領の一部改正について 議案第 2 号 平成 31 年農作業別標準賃金（案）について					

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時30分)
議事録署名委員	議長が、西野幸一委員、中山忠明委員を指名する。
議 事 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>「議案第1号 非農地証明書交付事務処理要領の一部改正について」、事務局より説明願います。</p>
岩崎次長	<p>それでは、私の方から「議案第1号 非農地証明書交付事務処理要領の一部改正について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>このたびの改正は、農地法第2条第1項に定める農地の対象とならない土地について、農地法の適用を受けない旨の証明を行うために必要な事項を定める目的で、非農地証明書交付事務処理要領の一部を改正するものです。</p> <p>お手元の資料のうち、「非農地証明書交付事務処理要領の一部改正案の概要」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>要領の改正案のご説明の前に、非農地証明書を交付するにあたっての前提について触れておきたいと思います。</p> <p>まず「前提1」としまして、非農地証明は「農地法と不動産登記法との運用の円滑化を図る、法的根拠を持たない農業委員会のサービス行為」とされております。その処理にあたっては、登記官から照会を受けた場合の農業委員会の処理として国から通知されているものでありますが、まずはその土地が農地法第4条第1項、または同法第5条第1項の許可を受けているか否かを確認し、転用許可を受けていないものは、照会の内容と照らし合わせてその土地が転用許可を要しないものであるか否かを確認し、そのうえで原則として農業委員3人以上と農業委員会事務局職員がその土地の現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認することになっております。その場合、農業委員会は照会のあった登記官に対して、目安として照会のあった日から2週間以内に回答することになっております。</p> <p>続いて、その下の段の「前提2」をご覧ください。</p> <p>非農地証明書の交付にあたっては、農地制度実務研究会が発行しております図書『農地の法律がよくわかる百問百答』では、「非農地証明は登記にあたって非常に重</p>

岩崎次長	<p>要なもので、農地法の運用とも深い関わりがあることから、非農地証明を出すにあたっては厳重な審査をしたうえで、明らかに農地以外であると認められるものに限って出すものである。」と書かれております。</p> <p>これは、国からの通知「農地法の運用について」の制定についての中で、農地に該当しない土地としての判断基準等についても示されており、今回の改正する条文案にもその内容の反映に努めることとしております。さらに、農業委員会としましては、農地法第31条の規定によります「現に耕作されていなくても、耕作しようと思えばいつでも耕作できる」いわゆる1号遊休農地、2号遊休農地については、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、農業委員会に対して適切な措置を求める申出ができることとなっておりますことから、非農地証明ではこれら規定にも配慮した判断が求められるとして、運営委員会での協議等を通じて改正文案を検討いたしました。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>次に「前提3」では、「非農地証明の具体的な発行手続き等については都道府県ごとに定められている。」とされ、「農業委員会の慣例若しくは都道府県の通知に基づいて証明行為を行う。」として、先の『百問百答』の図書に記述されております。これについては、県が定めた事務処理要領があるわけであり、これに記載された指導基準に従って運用することとなります。</p> <p>ここで、この非農地証明についての本委員会におけるこれまでの経過に触れておきたいと思います。事前審査会で今回の改正案に関する概要をご説明した際にも出席委員からご指摘いただいたことですが、当委員会では平成24年まで、5年以前から非農地となっていた土地に対して非農地証明を発行してきた経緯があります。当時の農地部会で議論された議事録を抜粋して下の段に記載しておりますが、非農地証明は昭和47年から改正されずに、施行の日などは定かではありませんが、非農地証明願に関する県事務処理要領が県から示された以降もそのまま運用してきた模様であり、要領の改正について議論された平成24年9月開催の農地部会では、申請者である農業者に配慮して現行のまま継続する意見なども出されました。協議の結果、県事務処理要領を参照して非農地の判断基準などの条文を改正するに至った経緯があります。</p> <p>このことも認識していただいたうえで、今回の要領の改正についてご審議いただければと思います。</p>
------	---

岩崎次長	<p>要領改正の条文案についてご審議いただく前に、改正するに当たっての要点や他市の状況についてご説明いたします。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>既に今年6月開催の農地総会の決定以降から、手順等の見直しによるワンストップサービスとして一部運用を改めているものもありますが、課題は大きく3つあると考えております。まず一点目は証明願受理等の手順です。申請は到達すれば遅滞なく審査を開始しなければならず、審査の一部である現地調査後に受付及び形式審査を行う現行の手順は適切とは言えないところがあります。まずはこれを見直すことが必要です。二点目は、現地調査及び審査基準の見直しです。毎年90件近くの非農地証明願がある中で、申請内容は年々複雑化しておりますので、これらに対応した基準等の見直しが必要となっております。三点目は、事務局長専決処理によって証明書を交付した後に行われております、農地総会での追認による証明書交付の承認等の手続きです。専決処理した場合には、直近の会議に報告することが通常ですし、追認の場で仮に異議があったとしても、証明書はすでに交付しておりますので、このような取扱いについても見直しが必要だと考えます。</p> <p>下の表は、県内近隣市の事例です。</p> <p>他市では、証明書の交付の可否については南国市を除いてすべて総会で決定しております。ただし、南国市は現地調査後に証明の可否を決定し、総会に報告した後に証明書の交付を行っております。</p> <p>前段の説明が長くなりましたが、議案第1号の改正案についてご説明させていただきます。</p> <p>今回、議案の資料として新旧対照表も提示しておりますが、先ほどからご説明しましたお手元の資料の4ページから記載しております改正案の概要を見ていただきながら内容についてご説明いたします。</p> <p>まず第2条としまして、農地法第4条及び第5条の規定の趣旨に鑑み、申請地の現況等を見て農地であるか否かを客観的に判断して処理する取扱方法について規定しております。申請内容から非農地証明より転用許可の手続きが適切であるとする場合は、これを優先して対処するという趣旨です。</p> <p>続いて第3条では、申請者について規定し、第2項で代理人が交付の申請を行う場合は委任状の提出を求めるものとしております。</p>
------	--

岩崎次長	<p>第4条では、証明書の交付条件について定めております。ここでは、「証明書の交付を行うことができる土地」「証明書の交付を行わないことができる土地」「証明書の交付を行わない土地」の3つの条件によって整理し、「証明書の交付を行うことができる土地」では、県事務処理要領や国からの通知に記載されており内容を基に条文の改正を行っております。</p> <p>今回の改正では、同条第1項第5号に「証明書の交付を行うことができる土地」として、⑤の「自然潰廃した後に継続して人為的に転用され、最初の耕作放棄から20年以上経過し、農地への復元が著しく困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」を条文に追加しております。これは、現況が人為的に転用されている土地の場合でも、先に自然潰廃によって耕作放棄された期間も含め20年以上経過していた場合は、その土地を「非農地」として取り扱うというものです。</p> <p>第2項では「証明書の交付を行わないことができる土地」として、違反転用によって県知事等が是正指導を行っている経過のある土地や、隣接農地への被害防除等に問題がある土地については、農業委員会の判断によって非農地証明書を交付しないことができるとしています。これは農地法の規定の趣旨に配慮するものです。</p> <p>また第3項では、農振農用地区域内にある土地や賃借権等の使用を目的とする権利が設定されている土地、申請地の一部が農地であるような土地については非農地証明書の交付を行わないと定めるものです。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>第5条では申請書類等について規定しております。現在の取り扱いでは、現地調査とあわせて過去に撮影した航空写真をもって経過期間における土地の状況を確認するなどして非農地証明書の交付の可否を判断しておりますが、申請者には申請地の位置や現況を知ったうえで申請していただくとし、申請地の位置図や公図の写しを添付してもらうこととしております。また、農地でなくなった理由を証明する資料などがある場合は、委員会が必要と認める書類として添付していただくことを考えております。</p> <p>非農地証明願は、法務局の取り扱いからも申請地の所有権の一部を有している場合でも申請者となることができるとしており、交付した以降のトラブルのおそれを避けるため、共有地又は未相続地で一部の権利しか有していないような場合には、申請者が責任を持って異議のないよう処理する旨の申立書を添付してもらうこと</p>
------	---

岩崎次長	<p>にしております。</p> <p>次に第7条の現地調査に関する規定ですが、先にご説明しました登記官から照会があったときの回答期限を参考に、今回の改正では証明願の受理後、概ね2週間以内に現地調査を行うこととしております。</p> <p>また第2項及び第3項で、現地調査を行う者は現地調査担当委員として申請地を所管する事前審査会の委員長が指名した委員2人以上をもって当たり、これに事務局職員が同行するとしております。農業委員会法の改正によって新体制へ移行した以降、国又は県からこのことについての改正は無く、農業委員3人以上とされたままでして、これに配慮する形で3人を含む意味で2人以上として定めて運用してはどうかと考えるものであります。</p> <p>さらに現地調査を行う者は、委員長が指名する者としております。基本的には、申請地の地域を担当する農地利用最適化推進委員1人、その地域を所管する事前審査会に所属する農業委員1人の合計2人を想定しております。しかし、その者が事故等によって調査できない場合や、申請地等に関して利害関係を有しているような場合も考えられますので、ここでは柔軟な対応ができるよう、委員長が指名する者とし、あえて具体的な記述を避けたこととしました。</p> <p>続いて第4項では、申請者の立会い等について規定しております。このことについては、それぞれの現場においてさまざまな事象が想定されますので、皆様のご審議をいただきたいところですが、改正文案としましては、必要に応じて申請者の立会い又は説明を求めることができる規定にしております。ただし、近年では申請者が申請地の位置すら分からぬまま申請してくるケースもたまにあり、また今後土地持ち非農家の増加や、相続人が県外にお住まいになられて土地の所在自体が分からないようなケースも想定され、地域によっては土地の位置すら確認し難い所もあります。そのような場合については、申請者が申請地を知っていることを前提として、その土地が農地であるか否かを農業委員会が判断するため、申請者に現地調査への立会いを求ることとしております。</p> <p>なお、現地調査を行う日時や集合場所、先ほどご説明しました申請者の立会いの有無等については、第5項で現地調査を行う者が協議して定めるとしております。</p> <p>次に、証明の可否決定等について規定しております第8条ですが、基本的には証明の可否決定は事前審査会で協議したうえで農地総会により審議して決めることとし</p>
------	--

岩崎次長	<p>ております。ただし、現地調査を行った2人以上の委員のいずれもが申請地を農地でないと判断し、第2条の取扱方法及び第4条の交付条件に照らし特に問題となる事項がない土地であると認める場合には、事務局長の専決処理によって証明書を交付することができるとしております。またこの時に、事務局長がこの案件は農地総会で審議する必要があると認める場合には、農地総会に付議することができることとしております。</p> <p>これまで事務局長が専決処理した場合は「追認」という形で農地総会において審議してきましたが、改正されれば地方自治法の規定にならい直近の総会での「報告」という扱いに変更されることとなります。</p> <p>なお、農地総会に上程するまでの事務の流れは、事前審査会実施要項の6の規定に準じて、毎月15日を基準に取り扱い、非農地証明願の場合は15日までに現地調査を終えた案件を議案とし、当月に開催されます事前審査会で協議した後、翌月の農地総会で審議決定するという流れになります。これまで事務局長の専決によって処理し、証明書を交付して来ましたので、案件の内容によっては現在よりも交付時期が遅れる場合もあるということになります。これをサービスの低下と見ると見ると、厳重な審査と見るのかは観点によって評価が分かれるところだと考えます。</p> <p>先にご説明しました、平成24年までは5年という期間を基準にして非農地証明書の交付を行ってきたものが、その後の改正で10年若しくは20年以上に変わることで、さまざまな意見が当時あったことも考慮し、今回の改正が総合的にみてどうなのかも含めたご審議をいただければと思います。</p> <p>今回の改正案を可決いただいた場合、利用者や関係者への周知等に配慮した猶予期間を設け、平成31年4月1日を施行日にしたいと考えております。また今回の改正で様式も変えることとしており、新たに非農地証明願処理台帳と、非農地として認めることができない場合の非農地証明願返戻通知書の様式を追加しております。</p> <p>最後に、お手元の資料の6ページに、これまでご説明しました手順を整理しております。また、施行日までのスケジュール案につきましては7ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

西本委員	<p>前に見直しを行った時の議事録を見て勉強をしておりましたが、他にもあれば、また見せてください。この要領については、前の局長の答弁では、「県にも指針があるので、そのとおりにしないといけない」ということでしたが、そこが問題だと思います。今日、農地・担い手対策課に確認をしたら、この要領の扱いについては、「高知市農業委員会に委ねるので、特段の指導はしていない」という回答でしたが、そのことを事務局長は知っていますか。</p>
長岡事務局長	<p>この改正については、指導基準を模範として、本委員会の方で今回お示しした内容を詰めていくことについて、県と話をしながら最終的に今日お示しをしたということです。</p>
西本委員	<p>そのようなことに高知市農業委員会が取り組んでいることさえ知りませんでした。それと大事なことが2つあります。非常に大事なことですので、慎重に取り扱ってくださいということならば、どうして総会に諮って議決しないのか。それなら諮って決議した結果で申請者に通知を出せないものかと思います。迅速にといっても、審議を経ないで事務局長の専決で決めるというのは荷が重いと思います。後に登記官が「これはおかしい」となった時にどのような対応をするのか。総会で報告をしているからよろしいとするのか。ここが農業委員会が論議した内容がしっかりとあるなら構いませんが、事務局長の専決で、後に登記官から「これはおかしい」と言われた場合、追認しているから構わないとなると農業委員会としての質が問われないかと思います。平成24年の会で雨森委員と随分論議しましたが、その結果、どのように決まったのか、今日見せていただいている議事録にはありませんので、後日確認させていただきます。まず、この要領は高知市農業委員会としてこれでよろしいのか議論していただきたいと思います。</p>
長岡事務局長	<p>従前どういった形で議決されたか私も存じませんが、このような形で皆さんに議決をいただいた上での要領の制定とさせていただきたいと思います。もう一点ご指摘の、私の専決処理で今まで交付をしておりまして後日の追認という形をとることについては、委員の皆様あるいは事務局でも問題であるということで、資料1の6ページの処理手続きにもありますように、現地調査をした農業委員および推進委員が現地を</p>

長岡事務局長	見て明らかに非農地ということで、この基準に照らし合わせて特に問題がないとなれば私の専決処理でやっていいという判断をしていただきます。そうでなければ、農地総会で議案として全件挙げて最終的に証明書の可否決定をしていただきます。先程言いましたが、私の専決処理としていただいたものについても、荷が重いと西本委員が表現をされていましたが、慎重に審議をする必要があると私が判断した場合は、委員の方がよろしいとなっても農地総会で諮った上で決定をいただきたいものについては、農地総会へかける形に改めさせていただきたいと思います。ただ、2週間以内という規定があってできるだけ迅速にするということですが、一方で慎重な判断が必要ですので、原則としては農地総会へかけるべきものと考えており、特に問題がないものののみ私の専決処理というように考えていただければと思います。
西本委員	私が言わんとするところは、事務局長の専決云々ではなくて、非常に重要なことであるので、なぜ急いで申請者に出さないといけないのか私は疑問に思います。2週間以内ということは高知市農業委員会が決めていいことではないでしょうか。これをなぜ県の指針に「迅速に」とあるから2週間以内に出さないといけないとするのでしょうか。それなら、それなりの対応をするべきだと思います。これ以上、農業委員や推進委員が会議を開くのもどうかと思いますので、毎月1回会を開いているのに、それに諮ってなぜいけないのかという私の意見です。
議長	私の理解では法務局の方から2週間以内に対応しなさいという話がくるので、それから対応して迅速に出せるように手続きを行い、慎重に審議を重ねて農地総会に諮りながら結論を出していくと私は理解をしておりましたが、西本委員、納得いきませんか。
西本委員	2週間以内に登記官に出さないといけないですか。
議長	2週間以内に対応を始めなさいという話がきております。
西本委員	申請者に受理してから2週間以内に出さないといけないということですね。

議長	そうです。
西本委員	なぜかというと、事前審査もできないわけです。事前審査をやれば、その地区の者が集まっているから、さまざまな意見が出ます。
長岡事務局長	基本的には、資料1の6ページにあるように、原則として事前審査会に挙げて農地総会に諮って決定いたします。現地調査を2週間以内にするということです。
西本委員	それは分かります。受理をして調査をすることに関しては構いませんが、審議をする時間がないと思います。
廣井委員	明らかに非農地という所があって、そういう状況の所は事務局長の判断で速やかに専決処理をされるということですが、西本委員の意見だと住民サービスが悪くなるということになりますが、それを主張される根拠は何ですか。
西本委員	要領の中で、一番問題になるのは申請者と直接話すことがないです。今までの現地調査は申請前にしていたので、現地で申請者と直接話すことがあって、さまざまな情報が得られましたが、今回はありません。事務局が聞いて処理をしてくれますので、それと今回は複数となっております。前は違いましたので、そこを危惧します。平成24年に議論をしたことも資料に載せていただいております。確かに遅くなることもあると思いますが、非農地証明の扱いとして、今の案であれば10年ですが、10年以上作っていないなかったのにそんなに急に、それなら一刻も早くということは相続や借金のこともありますので、事務処理要領で定めておけば大丈夫だと思います。できれば、農地総会へ諮って処理をするのがいいと思います。
長岡事務局長	おっしゃるように今回の改正では、基本的に毎月の事前審査会にかけて農地総会に諮って可否決定をした後で証明書を出すということが原則であり、私の専決が原則ではありません。
西本委員	但し書きがあるということはできるということなので、そこがどうかということで

西本委員	す。原則論は原則論です。ただし、事務局長がよいと決めたら、その決めたのは現地へ行った者3人の資料を見て決めたものですよね。それを専決でよろしいということを事務局長が判断できるのであれば、それでいいです。総会に諮らなくてもよい、責任を持ってやると。やはり原則論は原則論でしなければならないと思いますが、但し書きがあるから私は意見を言っています。
議長	先程、西本委員が「現地で申請者と会わない」と言わされていましたが、事前審査会の委員長が指名した2名の委員が「どうしても来てもらいたい」と要望をすれば来ていただきます。
西本委員	最近あったことですが、3反ぐらいの山の畑を非農地証明を出すということで、行政書士から申請がありました。事務局の案内で、現地写真をいただいて私と推進委員が事務局と一緒に現地に行きました。ところが、そこは荒れてしまっていて、そこへたどり着く農道、俗にいう赤線もない所へ行きました。「あそこに間違いない」と山の中を見たが分からぬ。そこで、現地写真を見せていただきましたが、一箇所を2つ撮った現地写真を出していました。他の写真はあるか尋ねるとないということで、行政書士は「担当者に言っておいたが写真を持っていかなかった、きちんと写真を撮っておいてくれと言っておいたのに」という返事でした。後日、地元の推進委員が現地確認に行きましたが、「ここはよく通っていたが分からぬ」とのことでした。山が荒廃して非常に状態が今は変わっております。せめて案内できる方が付いて行ってくれたら。事務局の方が申請者と打ち合わせて案内をできるようにしておきますと言ってくれましたが、そうしてくれたらいいですが、そうしなかった場合は非常に心配です。
議長	今回はそれをするということで、諮っておりますので。事務局も要請があれば、申請者を連れて行くということで、私の方からも事務局にそれを徹底したいと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。できれば、今日の会で決定をいただきたいと思います。
西本委員	県の方と確認を取りますので、少し時間をください。

西本委員	もう一つ言わせてください。添付書類の中で、現地の写真を明記できないかと事務局に尋ねると、委員会が必要な書類に入っているから構わないとのことですが、明記しても構わないので私は思います。登記官の方に「現地の写真があったら一発で分かるだろう」とと言われたと言った方がいました。私もそう思います。審議する時に現地の写真を付けていれば、このような状態になっていると分かり、明記していれば申請者が付けてくると思います。必要な書類に入っているからと口頭で言うだけでは、文書に書いていないものは求めにくいのではないかと思います。
長岡事務局長	事務局としては、申請地について写真が必要なものについては、委員会が必要と認める書類として写真を求めるとなれば、申請者が必ず写真を持ってこないといけません。
西本委員	切図や位置図と書いていますので、もう一つ要項を増やして書いたらどうですか。
岩崎次長	今日の会で現地写真を入れるべきと決まれば、添付書類として盛り込むようにしたいと思いますが、市街化区域などでは、実際現地に建物が建っていて明らかに現地写真が要らない申請案件もあります。前もって航空写真を見ながら判断することが事務局でできますので、添付書類として必須要件にする必要もないのではないかという判断で、農業委員会が必要だとする場合は添付してもらうという扱いにしておりますが、きちんと明文化すべきとなれば、改正文を改めたいと考えております。
議長	必要書類の中に現地写真が必要であるという委員等の話もあると思いますが、その内容につきましては、事務局の方で対応していくということで、あえて必要書類の中に含むというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。先程、次長が言われるように家が建っていて分かるのではないかという状況もありますし、西本委員が言われるように、どこから入っていいのか分からないような所もあるから現地写真を付けていただきたいということもございます。航空写真もありますが、現地の写真も付けていただきたいとなれば、そのようにいたしますが、委員の皆さん、どうでしょうか。
上田委員	非農地証明は、事務局と推進委員と農業委員が調査されて明らかに非農地であり、

上田委員	西本委員が言われるのように、山林化されて立ち入ってもどこから入っていいのか分からぬという場合でも写真が要るでしょうかね。私は必要ないと思います。農地に復元できるかどうか判断が難しい場合は写真を付けて農地総会に諮っていけばいいという考えですが、どうでしょうか。
議長	現地調査を踏まえて、写真が必要だと判断すれば写真を付けるという方向でいいと思います。
岩崎次長	現況写真につきましては、現地調査を行うにあたって土地を特定するために求められるものですので、使い方はそういったことになると思いますし、西本委員がご指摘していることは、そういうことではないかと思います。他の事例を見ると、市町村によって添付書類の取り扱いはまちまちです。現況写真を添付書類として要領に定めている市もありますし、農業委員会が必要と認めた書類の中に含めて対応している所もあります。ちなみに、県の事務処理要領は指導基準となっておりますが、この要領では農業委員会が必要と認めた書類の中に現況写真を含めて規定しております。
長岡事務局長	もし、ここに現地写真を付けるということを書くと、どんな場合でも写真が付いていないと手続きができないということになりますて、現地の写真がないとなれば、申請者に撮りに行ってもらって、それからもう一度出していただかないと、必要な書類が付いていないという判断になります。
廣井委員	高知市では近年非常に申請が多いということで、住民サービスの利便という点と農地を非農地と評価することの慎重さの兼ね合いであります。件数が90件近くあるというのは他の市町村と比べても多いと聞いておりますので、多くの法定書類を必要以上に求めるというのは件数の多い中で住民サービスに対する視点としてどうかと思います。航空写真などでもわかっている部分があれば、法定書類として挙げなくてもいいと私は思います。
西本委員	非農地証明を出すのに5年から10年に変わったことについて、前のとき事務局長の答弁では、県がそのように指針を出しているからそのとおりにしないといけないと

西本委員	いうことで独自性のことを言っておりません。このことは根幹に関わる問題です。先程、廣井委員から住民サービスの話がありました。非常にテンポが速い現代の中で、昔は5年やって、改定された後については10年経たないとできないということについて、十分に議論されていれば私は問題ないと思います。また、県の指針は独自性がまかされており、高知市の場合は当時の先輩たちは大変だったと思います。5年と定めた経緯のことを十分に理解されているのか、それによって利害が発生している方もあると思いますので、一度確認をしていただいて、その上で県の指針でいくのか、そうでなければ、審議をした方がいいと思います。
議長	西本委員から5年という話がありましたが、現在の要領でも自然改廃の場合は10年です。
西本委員	改定の時の議事録を見ましたが、その答弁はしておりません。
議長	10年以上とは書いておりませんか。
西本委員	10年以上とは書いてありますが、これは県の指針であり、高知市が独自にできるとか、今まで5年で扱ってきたことは意味がないというようなことを書いてあることが問題だと私は言っています。
岩崎次長	最初に私が説明したように、西本委員がご指摘していただいたことは、資料1の2ページの下にある平成24年9月5日開催の農地部会のやり取りのことであると思います。この時の会議録等から言わんとすることについては、5年ということに対して県の方から指導もあって、県が定める指導基準を参考して県の規定に合わせるということで議決をいただいていると議事録から察しておりますが、あえて説明をいたします。県の事務処理要領は「指導基準」とされており、末尾に「農業委員会は以上の内容を参考として非農地証明事務処理要領および事務処理規程等を定めて処理するものとする」とあり、県が定めている指導基準については、それぞれの農業委員会が判断して独自の要領として運用しなさいというように理解をしております。

長岡事務局長	<p>次長が説明したように、今回の事務処理要領につきましては、高知市は非農地証明書を出すにあたって 10 年ということがどうかということと、現地立ち会いの委員の人数が何名が適当なのかということを高知市の現状に照らし合わせて、県の指導基準をあくまで参考にしながら、この臨時総会で「この内容でよろしいだろう」というように決定をいただきたいと事務局では考えております。</p>
西本委員	<p>資料 1 の 2 ページの下に平成 24 年 9 月 5 日開催の議事録のやり取りがありますが、私が今日、事務局からいただいた資料は平成 24 年 10 月 15 日の農政部会のものです。ここに書いているのは、農政部会と農地部会の一緒の議案として取り扱おうということが書かれております。資料 1 の 2 ページには、平成 24 年 9 月 5 日の農地部会で決まったと書いておりますが、私がいただいた資料は平成 24 年 10 月 15 日なので後ということです。その資料には全体会で決めますということを諮っております。諮っているのに、今日の資料では決まったと、私はこの時農政部会だったので、知りませんでした。</p>
竹内係長	<p>平成 24 年当時の決め方ですが、まず、農地部会で審議をしました。それが資料 1 の 2 ページにある平成 24 年 9 月 5 日開催の第 668 回農地部会です。その後、農政部会にも報告をしました。報告をした中で、「これは全体の委員に関わる話だから全体会で決めてください」という意見が雨森委員と西本委員から出ております。その後はどうしたかというと、運営委員会に諮りまして、今は部会制自体がなくなっておりますが、農地部会と農政部会はそれぞれの職分があって、これに関しては全体会にも職分がありますが、全体会に諮る話ではないということで、運営委員会で「職分に従つて農地部会での審議をもって決定としよう」と議決をして、全体会では報告をさせていただいていると理解をしております。</p>
西本委員	<p>私がいただいた資料の中に前の事務局長の石田局長が発言されておりますが、「今日の意見を踏まえて運営委員会で検討することとして皆さんよろしいでしょうか」とあります。先程、農政と農地部会の職分が分かれているから全体会で諮るようなものではないとおっしゃっていましたが、私と雨森委員が話をした結果、事務局長がそのような答弁をされております。これ以上時間が掛かってもいけませんし、事務局にも</p>

西本委員	確認をしてもらいたいので、継続審議でやってくれませんか。
川澤委員	これから前向きになるように話を進めたらどうでしょうか。皆さんのはまざまな意見があると思いますが、採決をするということでどうでしょうか。
長岡事務局長	資料1の2ページの下の平成24年9月5日の農地部会の下線部の部分が分かりにくくと会長からご指摘がありましたが、この農地部会では、これまで農地部会で5年と決定された経過があると過去のことを表現しただけです。
西本委員	ここに書いていることは分かりにくくから継続審議としたらどうですか。
川澤委員	非農地証明の提出の仕方をそれほど難しく言わなくてもいいのではないか。現地確認で委員は2人、それでよかつたら前に進めたらどうですか。
西本委員	私は5年ということに拘っています。5年が10年になった時の事務局長の答弁については、その時の議事録では「この件については合同の総会で決める」と言っております。
川澤委員	私は非農地証明願を出すためには、自然改廃は10年で、意図的にしたら20年と聞いております。
西本委員	農地部会に諮って決めたことを農政部会で報告するだけではいけないだろうと思います。
議長	議事録はこのようになっておりますが、この後は10年で運用してきたということが現実でございます。そのところを西本委員はここで決定をしていないので、今まで10年で運用してきたことが間違いだということですね。
西本委員	ボタンの掛け違いで今まできたということが問題だから、もう一度議論をしたらどうかということです。

議長	10年で運用するという今回の新しい案に対して西本委員は反対ということですね。
西本委員	利害関係が大分発生していると思います。慎重にしないといけないということもありますが、前に会長をやっていた方々の時も5年でやってきました。
議長	この議事録については5年ということで間違いないと思いますが、この後に運用として10年で現実にやってきたということでございます。
西本委員	それについては、当時の事務局長がもう一度審議をするということで閉じています。その後に開いた全体会で結論を出していれば構いません。
川澤委員	今回の非農地証明交付事務処理要領の一部改正については、賛成か反対かを聞いて結論を出したらどうでしょうか。
議長	多数決で決めるようなことではないと思いますが、西本委員のご理解も得ないといけません。今日の決定がないと運用が4月1日からできなくて先延ばしになり、申請者にさまざまな迷惑が掛かりますので、できれば本日の会で決定をいただきたいと思います。
西野委員	当時は農地部会と農政部会で委員が分かれていましたが、農地のことは農地部会で決定権があるから、農地部会で決まったことは農政部会の委員に報告ということになっていたと思います。
西本委員	そのとおりです。当時、農地部会で決まったことを農政部会で聞きました。それで「それはおかしいのではないか」と私と雨森委員が言いました。
竹内係長	農政部会の委員からそのような意見も出ておりまして、運営委員会でどのようにするか決めようということで、運営委員会に諮って農地のことだから全体会に諮らずに、農地部会で決まったことについて運営委員会でそのまま通すという形で採決をとつて、その後の全体会で報告をしています。報告については、問題なく通っていると

竹内係長	認識をしておりますので、決定は正当な流れでやっていると認識をしております。
議長	先程、説明がありましたように、10年ということで決定をしていると報告がありました。今回の非農地証明事務処理要領の一部改正（案）について採決をいたしたいと思います。この改正案について賛成の方の委員の挙手を求めます。
委員	一 挙手多数 一
議長	多数決でやる内容でもないと思いますが、4月1日の施行を目指すという意味で承認をいただきたいと思います。その後、直す所があれば対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。他に議案第1号についてご異議ございませんか。
委員	一 異議なし 一
議長	ご異議なしのことですので、そのようにいたします。 続きまして、「議案第2号 平成31年農作業別標準賃金（案）について」事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、「議案第2号 平成31年農作業別標準賃金（案）について」、説明させていただきます。農作業別標準賃金とは、個人農家間で行う農作業受委託料金の目安として、地域の実態調査等を踏まえ、農業委員会で毎年設定をしています。議案書を1枚めくっていただき、1ページ目、A3横の表をご覧ください。左から右に向かって、推進委員さんからの実態調査の結果から始まって、他機関の資料ももとに平均や比較をし、最終、右端の二重枠で囲った今回の賃金の額となるまでの金額の移り変わりをお示ししています。 表の上の列ごとにA・B・Cなどと記載しておりますが、まず左の方にありますAの列は、この秋に推進委員さんに調査していただきました、平成30年の農作業賃金実態調査の集計結果です。各地区の推進委員さんの個別の調査結果はこの表に記載はしていませんが、平成30年度高知県最低賃金の1時間762円、1日6,096円を下回らないように補正したうえでの額となっております。このAの列とDの列は、四捨五

長澤主任	<p>入のうえ、額が1万円単位となる箇所は百円単位まで、千円単位となる箇所は十円単位まで、百円以下となる箇所は1円単位までの3桁表示としています。また、表の中で、前回の金額から金額が上がる箇所を網掛けの表示としています。</p> <p>次にBの列は、JA高知市高須農作業受託組合が決定し、平成30年2月に公開となりました農作業賃金、Cの列は、南国市、南国市農業委員会、南国市内の農協、委託者代表、高知県中央東農業振興センターで構成される南国農業機械銀行推進協議会が決定し、平成30年2月に公開となりました、受委託料金の額です。</p> <p>ここまで、推進委員さんの実態調査の平均であるA、高須の金額であるB、南国の金額であるCを平均しましたDの金額と、高知市の前回、平成30年の賃金であるEを比較しまして、高い方の額を今回、平成31年の賃金（案）として、Fの列に記載しています。</p> <p>また来年は10月から消費税が10パーセントとなりますので、消費税8パーセントでの額であるFの額をもとに、10パーセントでの額にしたものがGとなります。なお、Gの額は、できるだけ増税分のみが増えた金額とするために、3桁表示ではなく、1円未満を切り捨てたうえで、1円単位の額としています。</p> <p>2ページ目以降は資料です。2ページは、高知県農業会議で取りまとめた（「平成29年度農作業料金・農業労賃に関する調査結果」）、水稻作一般の作業受託料金、3ページは同じく農業会議の取りまとめた、農業臨時雇賃金の各市町村ごとの額です。4ページは、平成17年以降の高知市の標準賃金の推移です。</p> <p>最後に付けていますクリーム色の1枚物は、各窓口で配付させていただく賃金表の印刷例です。今回は、表面が8パーセントのページ、裏面が10パーセントのページとなった賃金表とさせていただくことを予定しています。標準賃金につきましての説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	一 意見なし 一
議長	この件につきましては、1月にお示しをしておりましたが、本年は12月にお示しをしたということでございます。なお、B欄とC欄のJA高須と南国機械銀行は今年

議長	の2月の資料となっており、消費税のこともありまして、8パーセントと10パーセントの標準賃金（案）となっております。ご理解をいただきたいと思います。それでは、この件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	一 異議なし 一
議長	ご異議なしとのことですので、この件につきましては、議案どおり承認することいたします。 その他に移ります。他にございませんか。
	一 意見なし 一
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。（午後3時50分）

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 1月7日

議長 大野哲

議事録署名委員 田野幸一

議事録署名委員 中山忠明

議事録作成者 廣末翔太